11　当該半飽和組織のヘリウム分圧

$$P_{He}=(P_a+P_b)\,N_{He}+RN_{He}\left(t-\frac{1}{k}\right)-\left\{(P_a+P_b)\,N_{He}-Q_{He}-\frac{RN_{He}}{k}\right\}e^{-kt}$$

この式において、P_a、P_b、R、t及びeは、それぞれ前号に定める値と同じ値を表し、P_{He}、N_{He}、k及びQ_{He}は、それぞれ次の値を表すものとする。

P_{He}　第一項各号の区間が終わる時点の当該半飽和組織のヘリウム分圧（単位　キロパスカル）

N_{He}　当該区間のヘリウムの濃度（ヘリウムの濃度が変化する区間にあっては、当該区間の最高のヘリウムの濃度）（単位　パーセント）

k　$\dfrac{\log_e 2}{\text{別表の「半飽和組織」欄の区分に応じた「ヘリウム半飽和時間」欄に掲げる時間}}$

Q_{He}　当該区間が始まる時点の当該半飽和組織のヘリウム分圧（単位　キロパスカル）とする。ただし、次に掲げる区間においては、それぞれ次に定めるヘリウム分圧とする。

イ　当該高圧室内業務における最初の区間（ロの区間を除く。）　0

ロ　高圧室内業務を終了した者で、最終の減圧が終了してから十四時間を経過しないものを更に高圧室内業務に従事させる場合における最初の区間　最終の減圧が終了してから当該高圧室内業務を開始するまでを一つの区間とみなして求めた区間が終わる時点の当該半飽和組織のヘリウム分圧

4　規則第十八条第一項第二号ロの厚生労働大臣が定める方法は、別表の「半飽和組織」欄に掲げる組織ごとに、次に定める式により計算する方法とする。

$$M=\frac{P_a+P_c}{B}+A$$

この式において、P_aは前項第一号に定める値と同じ値を表し、M、P_c、B及びAは、それぞれ次の値を表すものとする。

M　当該半飽和組織が許容することができる最大の不活性ガスの分圧（単位　キロパスカル）

P_c　第一項各号の区間が終わる時点の圧力（単位　キロパスカル）

B　別表の「半飽和組織」欄の区分に応じた「窒素b値」欄に掲げる値と「ヘリウムb値」欄に掲げる値の合成値で、次の式により求めた値とする。

$$B=\frac{b_{N_2}P_{N_2}+b_{He}P_{He}}{P_{N_2}+P_{He}}$$

この式において、P_{N_2}及びP_{He}は、それぞれ前項各号に定める値と同じ値を表し、b_{N_2}及びb_{He}は、それぞれ次の値を表すものとする。

b_{N_2}　別表の「半飽和組織」欄の区分に応じた「窒素b値」欄に掲げる値

b_{He}　別表の「半飽和組織」欄の区分に応じた「ヘリウムb値」欄に掲げる値

A　別表の「半飽和組織」欄の区分に応じた「窒素a値」欄に掲げる値と「ヘリウムa値」欄に掲げる値の合成値で、次の式により求めた値とする。

$$A=\frac{a_{N_2}P_{N_2}+a_{He}P_{He}}{P_{N_2}+P_{He}}$$

この式において、P_{N_2}及びP_{He}は、それぞれ前項各号に定める値と同じ値を表し、a_{N_2}及びa_{He}は、それぞれ次の値を表すものとする。

a_{N_2}　別表の「半飽和組織」欄の区分に応じた「窒素a値」欄に掲げる値

a_{He}　別表の「半飽和組織」欄の区分に応じた「ヘリウムa値」欄に掲げる値

（準用）

第四条　前二条の規定は、規則第二十七条において規則第十六条及び第十八条を準用する場合について準用する。この場合において、前条中「加圧」とあるのは「潜降」と、「減圧」とあるのは「浮上」と、「高圧室内業務」とあるのは「潜水業務」と読み替えるものとする。

別表（第三条関係）

半飽和組織	窒素半飽和時間（分）	窒素a値	窒素b値	ヘリウム半飽和時間（分）	ヘリウムa値	ヘリウムb値
第一半飽和組織	5	126.885	0.5578	1.887	174.247	0.4770
第二半飽和組織	8	109.185	0.6514	3.019	147.866	0.5747
第三半飽和組織	12.5	94.381	0.7222	4.717	127.477	0.6527
第四半飽和組織	18.5	82.446	0.7825	6.981	112.400	0.7223
第五半飽和組織	27	73.918	0.8126	10.189	99.588	0.7582
第六半飽和組織	38.3	63.153	0.8434	14.453	89.446	0.7957
第七半飽和組織	54.3	56.483	0.8693	20.491	80.059	0.8279
第八半飽和組織	77	51.133	0.8910	29.057	71.709	0.8553
第九半飽和組織	109	48.246	0.9092	41.132	66.285	0.8757
第十半飽和組織	146	43.709	0.9222	55.094	62.049	0.8903
第十一半飽和組織	187	40.774	0.9319	70.566	59.152	0.8997
第十二半飽和組織	239	36.680	0.9403	90.189	58.029	0.9073
第十三半飽和組織	305	34.463	0.9477	115.094	57.586	0.9122
第十四半飽和組織	390	33.161	0.9544	147.170	58.143	0.9171
第十五半飽和組織	498	30.765	0.9602	187.925	57.652	0.9217
第十六半飽和組織	635	29.284	0.9653	239.623	57.208	0.9267

○国土交通省告示第千百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮城県亘理郡山元町坂元字鑓町一一番一〇六から同県亘理郡山元町坂元字上小山三番三まで	前	最大 九四	九八九
		最小 二四	
	後	最大 二九五	
		最小 四〇	